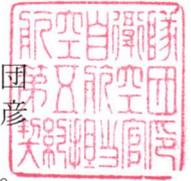


公 告

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦



下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 市販型車両外注整備
- (2) 履行場所 契約相手方施設
- (3) 履行期間 契約締結日～令和7年3月31日
- (4) 契約方法 単価契約
- 2 入札日時 令和6年4月22日(月)10時00分
- 3 入札方式 一般競争入札
- 4 入札場所 航空自衛隊新田原基地司令部庁舎1F入札室
- 5 参加資格
 - (1) 令和4・5・6年度の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
 - (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
 - (3) 防衛省 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
 - (6) 請負に係る整備工場が、宮崎県宮崎市、宮崎県西都市、宮崎県児湯郡のいずれかの地域に所在すること。
- 6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載されたレバレート(M/H単価)をもって決定するので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 保証金 入札保証金：免除、契約保証金：免除
- 8 契約書等作成の必要の有無 有
- 9 説明会 なし
- 10 契約条項を示す場所 航空自衛隊新田原基地会計隊契約班及び新田原基地ホームページ
- 11 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約(請書)条項の修理契約(請書)条項、役務供給契約(請書)条項及び適用契約条項の関係条項による。
- 12 特約条項
 - (1) 整備に要する純正部品の単価は、各自動車製造会社の発行する純正部品価格表の標準価格に割引率表(別紙)の割引率を適用したものとす。
 - (2) 整備に要する優良部品(別表)の単価は、標準価格から60.0%割引とする。
 - (3) 整備作業点数表は、(一社)日本自動車整備振興会連合会発行の自動車整備標準作業点数表(定期点検編)及び自動車整備作業点数表(乗用車、貨物車編)の最新版によるものとする。
- 13 その他
 - (1) 第5項の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 - (2) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された単価に予定数量を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。
 - (3) 入札参加希望者は、下記連絡先まで一報の上、入札開始前までに資格審査結果通知書の写しを会計隊契約班に提出すること。(FAX可とする。)
 - (4) 入札に代理人が参加する場合は、委任状(随意様式)を提出すること。
 - (5) 郵便入札を可とする。その際は、入札日前日必着(土日祝を除く。)とする。
 - (6) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
〒889-1492 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581
航空自衛隊新田原基地 第5航空団会計隊契約班 担当：濱崎
TEL 0983-35-1121(内線)5737 FAX 0983-35-1805

内 訳 書

区分	車 種	規 格	検査区分等	単位	台数	工数/台・回	回/年	予定工数
ト ヨ タ	業務車1号(4×4)警務用	共通仕様書のとおり DBA-ZGE25G	1 2か月点検	M/H	1	2.2	1	2.2
			追加整備	〃	1	3.0	1	3.0
	業務車4号(4×4)	〃 CBF-TRH228B	3か月点検	〃	1	2.8	3	8.4
			1 2か月点検	〃	1	8.5	1	8.5
	業務車4号	〃 CBF-TRH223B	追加整備	〃	1	10.6	1	10.6
			3か月点検	〃	1	2.8	3	8.4
			1 2か月点検	〃	1	8.3	1	8.3
	業務車2号	〃 5BA-NRE161	追加整備	〃	1	10.6	1	10.6
			1 2か月点検	〃	2	2.0	1	4.0
	業務車1号	〃 6AA-NKE165G	追加整備	〃	2	3.0	1	6.0
			I 検査	〃	3	2.2	1	6.6
			M検査(保安検査 有)	〃	1	7.0	1	7.0
			M検査(保安検査 無)	〃	2	5.5	1	11.0
	ユーティリティ整備車	〃 KC-LH81VH	追加整備	〃	3	4.0	1	12.0
			I 検査	〃	1	2.9	1	2.9
			M検査(保安検査 有)	〃	1	8.4	1	8.4
	高規格救急車	〃 CBF-TRH226S	追加整備	〃	1	12.0	1	12.0
			I 検査	〃	1	2.8	1	2.8
			M検査(保安検査 無)	〃	1	6.6	1	6.6
	救急車	〃 CBF-TRH221S	追加整備	〃	1	4.3	1	4.3
I 検査			〃	1	2.8	1	2.8	
M検査(保安検査 無)			〃	1	6.6	1	6.6	
1 1/2 tトラック	〃 XCD30	追加整備	〃	1	4.3	1	4.3	
		I 検査	〃	3	3.4	1	10.2	
		M検査(保安検査 有)	〃	2	13.6	1	27.2	
		M検査(保安検査 無)	〃	1	11.8	1	11.8	
有線整備車	〃 BDG-XZU508V	追加整備	〃	3	13.3	1	39.9	
		I 検査	〃	1	3.3	1	3.3	
		M検査(保安検査 無)	〃	1	9.0	1	9.0	
日 産	小型人員輸送車	〃 KK-BVW41	追加整備	〃	1	5.4	1	5.4
			3か月点検	〃	1	3.6	3	10.8
			1 2か月点検	〃	1	10.8	1	10.8
		〃 ABG-DVW41	追加整備	〃	1	10.0	1	10.0
			3か月点検	〃	2	3.6	3	21.6
			1 2か月点検	〃	2	10.8	1	21.6
			追加整備	〃	2	10.0	1	20.0
							小計	358.9

内 訳 書

区分	車 種	規 格	検査区分等	単位	台数	工数/台・回	回/年	予定工数
日 産	業務車 1号	共通仕様書のとおり DBA-JY12	I 検査	M/H	5	2.2	1	11.0
			M検査 (保安検査 有)	〃	5	7.0	1	35.0
			追加整備	〃	5	10.3	1	51.5
	業務車 2号	〃 DBA-SJC11	1 2 か月点検	〃	1	2.0	1	2.0
			追加整備	〃	1	3.0	1	3.0
	業務車 3号	〃 DBA-KG11	2 4 か月点検	〃	2	4.5	1	9.0
			追加整備	〃	2	10.3	1	20.6
	トラック1/4t 4×4 小型業務車	〃 DBA-NT31 DBA-NT32	I 検査	〃	16	2.4	1	38.4
			M検査 (保安検査 有)	〃	15	7.7	1	115.5
			M検査 (保安検査 無)	〃	1	6.2	1	6.2
			追加整備	〃	16	10.5	1	168.0
	給食運搬車 2号	〃 ADF-VWME25	I 検査	〃	1	3.1	1	3.1
			M検査 (保安検査 無)	〃	1	7.1	1	7.1
			追加整備	〃	1	5.1	1	5.1
	い す ゞ	トラック 2t 4×2 カーゴ	〃 NKR88AN	I 検査	〃	2	3.3	1
M検査 (保安検査 無)				〃	2	9.0	1	18.0
追加整備				〃	2	4.6	1	9.2
トラック 2 1/2 t 4×2 カーゴ		〃 FRR90S1	I 検査	〃	1	3.4	1	3.4
			M検査 (保安検査 無)	〃	1	11.3	1	11.3
			追加整備	〃	1	5.2	1	5.2
トラック 2 1/2 t 4×4 カーゴ		〃 FTS90S2	I 検査	〃	1	4.8	1	4.8
			M検査 (保安検査 無)	〃	1	16.3	1	16.3
			追加整備	〃	1	5.1	1	5.1
トラック 3 1/2 t 6×6 (2tクレーン付)		〃 SKW477	I 検査	〃	2	6.2	1	12.4
			M検査 (保安検査 有)	〃	1	20.3	1	20.3
			M検査 (保安検査 無)	〃	1	18.5	1	18.5
	追加整備		〃	2	13.7	1	27.4	
三 菱 ふ そ う	塵芥収集車	〃 TPG-FEB80	6 か月点検	〃	1	2.9	1	2.9
			1 2 か月点検	〃	1	9.6	1	9.6
			追加整備	〃	1	8.5	1	8.5
	トラック 4×4 ダンプ	〃 PDG-FL63F	I 検査	〃	1	3.7	1	3.7
			M検査 (保安検査 有)	〃	1	13.9	1	13.9
			追加整備	〃	1	14.7	1	14.7
	小型人員輸送車	〃 TPG-BE640E	I 検査	〃	1	3.6	1	3.6
			M検査 (保安検査 有)	〃	1	10.8	1	10.8
			追加整備	〃	1	14.7	1	14.7
	サイト用人員輸送車	〃 BG640G	I 検査	〃	1	3.6	1	3.6
			M検査 (保安検査 有)	〃	1	10.9	1	10.9
			追加整備	〃	1	14.7	1	14.7
	トラック 2 t 4×2 カーゴ	〃 FBA20	I 検査	〃	1	3.2	1	3.2
			M検査 (保安検査 有)	〃	1	10.0	1	10.0
			追加整備	〃	1	14.7	1	14.7
小計								773.5

内 訳 書

区分	車 種	規 格	検査区分等	単位	台数	工数/台・回	回/年	予定工数
三 菱	1/2tトラック	共通仕様書のとおり V16BBRSFA V17BBRSZA	I 検査	M/H	3	2.9	1	8.7
			M検査 (保安検査 有)	〃	1	8.6	1	8.6
			M検査 (保安検査 無)	〃	2	7.1	1	14.2
			追加整備	〃	3	11.3	1	33.9
日 野	トラック 2 t 4 × 2 カーゴ	〃 BKG-XZU504M	I 検査	〃	3	3.3	1	9.9
			M検査 (保安検査 無)	〃	3	9.0	1	27.0
			追加整備	〃	3	7.3	1	21.9
	トラック 2 1/2 t 4 × 2 カーゴ	〃 BKG-FD7JGYA	I 検査	〃	5	3.4	1	17.0
			M検査 (保安検査 無)	〃	5	11.3	1	56.5
			追加整備	〃	5	8.4	1	42.0
	大型人員輸送車 1 号	〃 PKG-RU1ESAA	3 か月点検	〃	1	5.6	3	16.8
			1 2 か月点検	〃	1	20.4	1	20.4
			追加整備	〃	1	16.5	1	16.5
U D ト ラ ッ ク ス	トラック 4 × 4 ダンプ 中型	〃 ADG-CF4XL	I 検査	〃	4	6.3	1	25.2
			M検査 (保安検査 無)	〃	4	17.8	1	71.2
			追加整備	〃	4	8.4	1	33.6
	トラック 2 1/2 t 4 × 2 カーゴ	〃 PB-MK36A	I 検査	〃	1	3.4	1	3.4
			M検査 (保安検査 有)	〃	1	13.1	1	13.1
			追加整備	〃	1	14.7	1	14.7
ホ ン ダ	業務車 2 号 (緊急用)	〃 DBA-CL7	6 か月点検	〃	1	1.6	1	1.6
			2 4 か月点検	〃	1	4.5	1	4.5
			追加整備	〃	1	10.7	1	10.7
							小計	471.4
							合計	1,603.8

割引率表

製造会社区分	部品区分	割引率 (%)
日産自動車	日産純正部品	18
UDトラックス	UDトラックス純正部品	6
トヨタ自動車	トヨタ純正部品	18
三菱ふそうトラック・バス	三菱ふそう純正部品(大型)	15
三菱自動車工業	三菱自動車純正部品(小型)	18
いすゞ自動車	いすゞ純正部品	21
日野自動車	日野純正部品	15
ホンダ技研	ホンダ純正部品	21

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	共通仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	市販型車両外注整備 (道路運送車両法適用)	新基LPS-V23117-2
		承認 令和 2年 5月 8日
		作成 令和 2年 4月 13日
		改正 令和 4年 2月 7日
		改正 令和 5年 1月 27日
	作成部隊等名	第 5 航空団

1 総則

1.1 適用範囲

- a) この仕様書は、航空自衛隊新田原基地における道路運送車両法の適用を受ける市販型車両外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。
- b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書に規定する内容が優先する。

1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

- a) **引用文書等** 当該仕様書に引用する文書及び当該仕様書の参考となる文書で、次のものをいう。
 - 1) **引用文書** 当該仕様書に直接引用した文書及び図面をいう。
 - 2) **関連文書** 当該仕様書に規定した事項を更に理解させる参考となる文書及び図面をいう。
- b) **個別T O等** 次に示すものをいう。
 - 1) **当該車両等に適用する技術指令書 (J T O)**
 - 2) **製造会社取扱説明書等** (製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。)
- c) **車両等** **航空自衛隊車両等整備基準 (J. T. O. 00-10-9) 第1-2表 (市販型車両)** に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。

分類番号：E-10-124

作成年度：2022年度

保存期間：5年

枚数：19枚

保存期間満了時期：2028. 3. 31

開示判断：開示

件 名	市販型車両外注整備（道路運送車両法適用）
-----	----------------------

- d) **官給品** 車両等を整備するために官が契約相手方に支給する物をいう。
- e) **修理不能** 次のものをいう。
- 1) 個別仕様書により特に規定がない限り，当該品目（互換性品目及びその他の代替品を含む。）の修理時において，新品取得価格の65%以上の修復諸費用が見積もられる場合
 - 2) 特に官が規定した場合
- f) **監督** 役務契約について，契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において，契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。
- g) **検査** 整備された車両等の品質及び数量等が当該契約事項に適合するか否かを確認し，合格又は不合格の判定を行うことをいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する文書は次のとおりとし，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，特に版を指定する以外は入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.3.1 引用文書

a) 法令等

- 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）
- 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）
- 自動車の点検及び整備に関する手引き（平成19年国土交通省告示第317号）
- 優良自動車部品の採用について（空幕調達第275号40.11.8）
- 航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）

b) 技術指令書

- 航空自衛隊装備品等共通整備規則（J. T. O. 00-10-1）
- 航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）
- 車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）
- 車両等防錆処置要領（J. T. O. 36-1-52）
- 個別T O等

1.3.2 関連文書

a) 法令等

- 航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）
- 航空自衛隊調達規則（JAFR124）
- 航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）
- 自動車整備標準作業点数表（一般社団法人日本自動車整備振興会連合会発行）

b) 技術指令書

- 航空自衛隊技術指令書制度（J. T. O. 00-5-1）

件 名	市販型車両外注整備（道路運送車両法適用）
-----	----------------------

2 役務に関する要求事項

2.1 一般

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満たすものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

2.2 履行場所

宮崎県宮崎市、宮崎県西都市又は宮崎県児湯郡のいずれかの地域に所在する契約相手方の整備工場とする。

2.3 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次のとおりとする。

2.3.1 定期点検

道路運送車両法第48条に基づく定期点検（3か月、6か月、12か月、24か月）を実施するものとする。

2.3.2 追加整備

定期点検の結果、道路運送車両法の保安基準（以下“保安基準”という。）に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合及び防錆の必要があると認められた場合は、修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第1）及び計算内訳資料（別紙様式第2）を監督官を通じて契約担当官に提出し、追加整備がある場合は次の整備作業を実施するものとする。

- a) 分解検査
- b) 修理等
- c) 塗装等

2.3.3 計画外整備

個別仕様書で規定した作業を実施する。

2.4 作業内容

2.3に示す各工程の作業は、個別仕様書又は発注書で特に規定するほか、次により実施しなければならない。

2.4.1 定期点検

自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引きに基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業等を行い車両等が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認するとともに、結果を自動車点検基準に定められた定期点検整備記録簿等に記録するものとする。

件 名	市販型車両外注整備（道路運送車両法適用）
-----	----------------------

2.4.2 分解検査

定期点検の結果，判明した要修理箇所を整備するため必要な単位に分解する。また，分解した部品は**個別ＴＯ等**に定める整備基準に基づき目視点検，機能点検又は計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するために必要な修理方法及び交換を要する構成部品，部品，材料（以下“部品等”という。）を判定する。

なお，分解した部品等については交換を要する部品等を除き，必要な洗浄又は清掃の処置を行う。

2.4.3 修理等

2.3.2で判定された修理方法により要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため，次の作業を行う。

- a) **交換** 2.3.2で交換を要すると判定された部品等を，2.5の規定により交換する。監督官の指示を受けて交換した部品は，次の書類に記入し提出するものとする。
 - 1) **会社準備品の場合：修理明細書（別紙様式第3-1及び3-2）**
 - 2) **官給品の場合：官給部品使用明細書（別紙様式第4-1及び4-2）**を使用し，作成にあたっては，**官給部品使用明細書作成要領（別紙）**による。
- b) **加工** 修理のため要修理品の状態又は特性に応じ，最も適した方法で行う。
- c) **組立調整** 2.4.2で使用可能と判断されたもの又は2.4.3 a)及びb)により修復した部品等を車両等の性能を発揮するための適正な手順又は方法により組立て，必要に応じて各部を調整する。
- d) **潤滑** 車両等の装備品及び部品について，必要な潤滑効果を得るため適合した油脂を選定のうえ，適量を給油する。

2.4.4 塗装等

- a) **塗装及び標識** 個別仕様書で規定する場合を除き，**車両等の塗装及び標識**により実施する。
- b) **塗色** 車両等の塗装及び標識による。ただし，部分塗装を実施する場合には，周辺の塗色に極力一致させるものとする。

2.4.5 作業の中止

次に示す場合は，作業を一時中止し，監督官に申し出て，その指示を受けるものとする。

- a) 車両等を修復するため，仕様書で規定した以外の作業の必要がある場合
- b) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当した場合

2.5 部品等

- a) 整備作業で必要な部品等は，個別仕様書で規定する場合を除き，契約相手方で準備するものとする。
- b) 部品等は，原則として製造会社の純正部品及び優良部品とする。
- c) 整備作業において，修理不能品（組部品）が発生し，これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用可能な場合は，活用を図るものとする。ただし，流用は同

件 名	市販型車両外注整備（道路運送車両法適用）
-----	----------------------

一契約の範囲とする。

2.6 機能・性能

自動車点検基準及び道路運送車両法の保安基準に適合しなければならない。

なお、個別仕様書に他の規定がある場合は、個別仕様書による。

2.7 員数確認

整備に先立ち、付属品及び予備部品等の員数を監督官立会のもと確認し、**車両等員数表（別紙様式第5）**に記録するものとする。

3 品質保証

3.1 品質保証資料

契約相手方は、2.4及び2.7により作成した記録等を品質保証資料として監督官に提示しなければならない。

なお、これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年の4月1日から5年保管し、いつでも参照できる状態にしておかななければならない。

3.2 監督・検査

契約担当官の定める監督・検査事務処理要領により実施するものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

3.2に規定する資料を提出しなければならない。

- a) 定期点検整備記録簿
- b) 車両等員数表 （別紙様式第5）
- c) 納品書・（受領）検査調書 （別紙様式第6）

4.2 官給品

官給品の品目、数量、時期及び場所については、個別仕様書又は**受領書（別紙様式第7-1及び7-2）**、**返品書・材料使用明細書（別紙様式第8-1及び8-2）**で規定する。

4.3 付属品・予備品

個別仕様書で特に規定した場合を除き、整備の対象外とする。

4.4 計測器・試験装置

車両等が要求事項に適合している事を確認するために使用する計測器及び試験装置は、**道路運送車両法**の規定に適合したものでなければならない。

4.5 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱、公害の発生するお

件 名	市販型車両外注整備（道路運送車両法適用）
-----	----------------------

そのあるものの取扱い並びにその他作業事故を起こしやすい作業について法令等に係るものは該当法令等に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

4.6 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官から次の事項について依頼された場合には技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因，対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

4.7 輸送（搬入・搬出）

官側において実施する。但し，個別仕様書で指示した場合は，契約相手方で実施する。

4.8 仕様書の疑義

この仕様書について，疑義を生じた場合は，監督官を通じて契約担当官と協議するものとする。

官給部品使用明細書作成要領

- 1 官給部品使用明細書は、官給された品目を使用した際に作成するものとする。
- 2 様式は、別紙様式第4-1及び4-2とし、記入要領は次による。
 - (1) 「契約会社」
契約相手方の会社名を記入する。
 - (2) 「作成者」
契約書に記載された代表者名を記入する。
 - (3) 「提出番号」
同一契約における提出回数を記入する。
 - (4) 「頁」
頁番号及び総頁数を記入する。
 - (5) 「発注要求番号」、「発注年月日」、「車種」、「登録番号」
発注依頼書に記載されている発注要求番号、発注年月日、車種及び登録番号を記入する。
 - (6) 「項目番号」
表に記入する官給部品について一連の番号を記入する。
 - (7) 「物品番号」、「部品番号」、「品名」、「単位」、「単価」
官給部品表に記載されている物品番号、部品番号、品名、単位、単価を記入する。
 - (8) 「数量」
使用した官給部品の数量を記入する。
 - (9) 「金額」
数量×単価で算出した金額を記入する。
 - (10) 「備考」
その他、参考となる事項を記入する。

修理不能品発生（見込）報告書

航空自衛隊
第5航空団
契約担当官 殿

住 所
会 社 名

代表者名

調達要求番号		数 量	
契 約 番 号		金 額	
契 約 年 月 日		納 期	
品 名			
車 番			

上記について、修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告します。

監督官確認

年 月 日

階 級

氏 名

注：別紙様式第2の計算内訳資料を添付するものとする。

車両等員数表

車種：		車番：		隊名：	
項目		数量	状態 (○で記入)		備考
1	車両の外観及び幌等の状態		良	否	
2	燃料の現在量		/		
3	消火器		良	否	
4	発煙筒		良	否	有効期限：
5	車検証		/		
6	工具一式		良	否	
7	予備タイヤ		良	否	
8					
9					
10					
不具合事項等					
区分 (○で記入)	GI・GM・GS・GR・GJ・GN・GU		走行距離		km
年月日	姓階級		TEL	検査実施者(契約者側)	
搬入時	年 月 日				
完了時	年 月 日				

*GI:I検査、GM:M検査、GS:3か月点検、GR:6か月点検、GJ:12か月点検、GN:24か月点検、GU:計画外

#納入先		#発送年月日		納品書・(受領)検査調書						
#契約者名 住所 会社名 代表者名			#輸送方法		物品管理官官職氏名					
			#発送駅		物品管理官命令年月日 (物品管理簿登記年月日)					
			#分割納入		証書番号					
#調達要求 番号		#契約年月日		同 上						
#確認番号又 は認証番号		#納期		付与年月日						
#項目 番号	#物品番号	#会社部品番号 又は規格	#品名	#単位	#単価	#数量	#金額	物品出納官 (物品共用官) (受領者) (国有財産受領官) 受領数量	#備考	
検査指令番号		検査判定		検査結果及び物品管理官の受入命令(受領命令)により 受領した。 受領 年 月 日 受入 物品出納官 所属 (物品共用官) 官職 (受領者) 氏名 (国有財産受領官)						
検査種類		納入年月日								
検査方式		検査年月日								
検査場所		検査所見								
上記のとおり検査結果を報告する。 年 月 日				所属						
				検査官 官職						
				氏名						

※ #は納入業者で記入する。

主梱包番号：

項目番号	物品番号	品名	規格	単位	数量	摘要	受領書				
							受付年月日	令和 年 月 日	非消耗品、消耗品の区分		
							引渡者	物品管理官	(官職氏名)		
						令和 年 月 日					
						取扱者				転記	
						物品 出供引渡 納用渡 官官者		物品	(官職氏名)		
									(年 月 日)	(証 書 番 号)	
									取扱者		転記
									引渡年月日	令和 年 月 日	
						受(契約者)		受領者	(住 所) (社 名) (代表者名)		
									(受領年月日) 令和 年 月 日		
						根拠		(契約担当官)			
							(契約番号)				
						備考					

別紙様式第7-1

項目 番号	物品番号	品名	規格	単位	交付 数量	使用数量	返品数量 残数量	摘要	返品書・材料使用明細書						
									交付 年月日	非消耗品、消 耗品の区分					
									受 領 者	物 品 管 理 官	(官職氏名)				
											年月日	令和 月	年 日	証書番号	
											取扱者			転記	
											(官職氏名)				
											年月日	令和 月	年 日	証書番号	
											取扱者			転記	
										物 品 出 供 受 領 官 官 者	(官職氏名)				
											年月日	令和 月	年 日	証書番号	
											取扱者			転記	
											(契約担当官)		(契約年月日)		
											(契約番号)				
											(住 所) (社 名) (代表者名)				
									引渡年月日	令和	年	月	日		
									引渡者						

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	共通仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	市販型車両外注整備 (道路運送車両法適用除外)	新基LPS-V23118-2
		承認 令和 2年 5月 8日
		作成 令和 2年 4月 13日
		改正 令和 4年 2月 7日
		改正 令和 5年 1月 27日
	作成部隊等名	第 5 航空団

1 総則

1.1 適用範囲

- a) この仕様書は、航空自衛隊新田原基地における道路運送車両法の適用除外となっている市販型車両外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。
- b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書に規定する内容が優先する。

1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

- a) **引用文書等** 当該仕様書に引用する文書及び当該仕様書の参考となる文書で、次のものをいう。
 - 1) **引用文書** 当該仕様書に直接引用した文書及び図面をいう。
 - 2) **関連文書** 当該仕様書に規定した事項を更に理解させる参考となる文書及び図面をいう。
- b) **個別TO等** 次に示すものをいう。
 - 1) **当該車両等に適用する技術指令書（JTO）**
 - 2) **製造会社取扱説明書等**（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）
- c) **車両等** 航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）第1-2表（市販型車両）に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。

分類番号：E-10-124

作成年度：2022年度

保存期間：5年

枚数：39枚

保存期間満了時期：2028. 3. 31

開示判断：開示

件 名	市販型車両外注整備（道路運送車両法適用除外）
-----	------------------------

- d) **官給品** 車両等を整備するために官が契約相手方に支給する物をいう。
- e) **修理不能** 次のものをいう。
- 1) 個別仕様書により特に規定がない限り，当該品目（互換性品目及びその他の代替品を含む。）の修理時において，新品取得価格の65%以上の修復諸費用が見積もられる場合
 - 2) 特に官が規定した場合
- f) **監督** 役務契約について，契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。
- g) **検査** 整備された車両等の品質及び数量等が当該契約事項に適合するか否かを確認し，合格又は不合格の判定を行うことをいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する文書は次のとおりとし，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，特に版を指定する以外は入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.3.1 引用文書

a) 法令等

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令1号）

優良自動車部品の採用について（空幕調達第275号40.11.8）

航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）

b) 技術指令書

航空自衛隊装備品等共通整備規則（J. T. O. 00-10-1）

航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）

航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令（J. T. O. 00-20B-6）

車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）

車両等検査要領（J. T. O. 36-1-6）

車両等防錆処置要領（J. T. O. 36-1-52）

個別T O等

1.3.2 関連文書

a) 法令等

航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）

航空自衛隊調達規則（JAFR124）

航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）

自動車整備標準作業点数表（一般社団法人日本自動車整備振興会連合会発行）

件 名	市販型車両外注整備（道路運送車両法適用除外）
-----	------------------------

b) 技術指令書

航空自衛隊技術指令書制度（J. T. O. 00-5-1）

2 役務に関する要求事項

2.1 一般

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満たすものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

2.2 履行場所

宮崎県宮崎市、宮崎県西都市又は宮崎県児湯郡のいずれかの地域に所在する契約相手方の整備工場とする。

2.3 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次のとおりとする。

2.3.1 定期検査

航空自衛隊車両等整備基準に定める I 検査又は M 検査を実施するものとする。

2.3.2 追加整備

定期検査の結果、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準（以下“保安基準”という。）に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合及び防錆の必要があると認められた場合は、修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第 1）及び計算内訳資料（別紙様式第 2）を監督官を通じて契約担当官に提出し、追加整備がある場合は次の整備作業を実施するものとする。

a) 分解検査

b) 修理等

c) 塗装等

2.3.3 計画外整備

個別仕様書で規定した作業を実施する。

2.4 作業内容

2.3 に示す各工程の作業は、個別仕様書又は発注書で特に規定するほか、次により実施しなければならない。

2.4.1 定期検査

a) 定期検査は、車両等検査要領及び個別 T O 等に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業等を行い車両等が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認するとともに、結果を車両等作業用紙（別紙様式第 3 及び別紙様式第 4）に記録するもの

件 名	市販型車両外注整備（道路運送車両法適用除外）
-----	------------------------

とする。また、定期検査でスパナ等を使用して行う緩みの点検で、緩みのある場合は締め付けを含む。

- b) I検査及びM検査における検査項目は、**一般車両検査手順（別紙第1）**及び**施設、荷役、その他の車両検査手順（別紙第2）**のとおり。

2.4.2 分解検査

定期検査の結果、判明した要修理箇所を整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は**個別TO等**に定める整備基準に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するために必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品、材料（以下“部品等”という。）を判定する。

なお、分解した部品等については交換を要する部品等を除き、必要な洗浄又は清掃の処置を行う。

2.4.3 修理等

2.3.2で判定された修理方法により要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行う。

- a) **交換** 2.3.2で交換を要すると判定された部品等を、2.5の規定により交換する。監督官の指示を受けて交換した部品は、次の書類に記入し提出するものとする。
- 1) **会社準備品の場合：修理明細書（別紙様式第5-1及び5-2）**
 - 2) **官給品の場合：官給部品使用明細書（別紙様式第6-1及び6-2）**を使用し、作成にあたっては、**官給部品使用明細書作成要領（別紙第3）**による。
- b) **加工** 修理のため要修理品の状態又は特性に応じ、最も適した方法で行う。
- c) **組立調整** 2.4.2で使用可能と判断されたもの又は2.4.3 a)及びb)により修復した部品等を車両等の性能を発揮するための適正な手順又は方法により組立て、必要に応じて各部を調整する。
- d) **潤滑** 車両等の装備品及び部品について、必要な潤滑効果を得るため適合した油脂を選定のうえ、適量を給油する。

2.4.4 塗装等

- a) **塗装及び標識** 個別仕様書で規定する場合を除き、**車両等の塗装及び標識**により実施する。
- b) **塗色** 車両等の塗装及び標識による。ただし、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

2.4.5 作業の中止

次に示す場合は、作業を一時中止し、監督官に申し出て、その指示を受けるものとする。

- a) 車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の作業の必要がある場合
- b) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当した場合

件 名	市販型車両外注整備（道路運送車両法適用除外）
-----	------------------------

2.5 部品等

- a) 整備作業に必要な部品等は、個別仕様書で規定する場合を除き、契約相手方で準備するものとする。また、契約相手方からの要請により部品請求に伴うT O等の借用依頼があった場合には、所要の手続きを経てT O等を貸し出すことができるものとする。
- b) 部品等は、原則として製造会社の純正部品及び優良部品とする。
- c) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。

2.6 機能・性能

車両等の修復後の機能及び性能は、**車両等検査要領及び個別T O等**に規定された基準に適合しなければならない。なお、個別仕様書に他の規定がある場合は、個別仕様書による。

2.7 員数確認

整備に先立ち付属品及び予備部品等の員数を監督官立会のもと確認し、**車両等員数表（別紙様式第7）**に記録するものとする。

3 品質保証

3.1 品質保証資料

契約相手方は**2.4**及び**2.7**により作成した記録等を品質保証資料として監督官に提示しなければならない。

なお、これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年の4月1日から5年保管し、いつでも参照できる状態にしておかななければならない。

3.2 監督・検査

契約担当官の定める監督・検査事務処理要領により実施するものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

3.2に規定する資料を提出しなければならない。

- a) 車両等作業用紙 (別紙様式第3, 第4)
- b) 車両等員数表 (別紙様式第7)
- c) 納品書・(受領)検査調書 (別紙様式第8)

4.2 官給品

官給品の品目、数量、時期及び場所については、個別仕様書又は**受領書（別紙様式第9-1及び9-2）**、**返品書・材料使用明細書（別紙様式第10-1及び10-2）**で規定する。

件名	市販型車両外注整備（道路運送車両法適用除外）
----	------------------------

4.3 付属品・予備品

個別仕様書で特に規定した場合を除き、整備の対象外とする。

4.4 計測器・試験装置

車両等が要求事項に適合している事を確認するために使用する計測器及び試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。

4.5 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱、公害の発生するおそれのあるものの取扱い並びにその他作業事故を起こしやすい作業について法令等に係るものは該当法令等に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

4.6 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官から次の事項について依頼された場合には技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

4.7 輸送（搬入・搬出）

官側において実施する。但し、個別仕様書で指示した場合は、契約相手方で実施する。

4.8 仕様書の疑義

この仕様書について、疑義を生じた場合は、監督官を通じて契約担当官と協議するものとする。

一般車両検査手順

一般車両並びに消防車両、給油車両、施設、荷役、その他の車両等において一般車両と共通部分についての定期検査手順は、次に述べる整備手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I検査	M検査	
I か じ 取 り 装 置	1. ハンドルの操作具合		○	次の点検を実施する。 (1) 一定の車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れること ないか、また、左右に取られることがないか。 (2) 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くない か、また、戻りがよいか。 (3) ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがな いか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊 びの量が適当であるか。
	2. ステアリング・ギヤ・ボックス のオイル漏れ		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からオイル 漏れがないかを目視などにより点検する。
	3. ステアリング・ギヤ・ボックス の取付けの緩み		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの 取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	4. ステアリング・ロッド・アーム 類の緩み、がた及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可 動部を操舵力の伝わる方向に手で揺するなどして、次の点検を実 施する。 (1) 連結部にがたがないか。 (2) 取付部に緩みがないか。 (3) 曲がりや損傷がないか。 (4) 割ピンが欠損していないか。
	5. ボール・ジョイント・ダスト・ ブーツの亀裂及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール・ジ ョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などによ り点検する。
	6. ステアリング・ナックルの連結 部のがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、補助者にプレーキペダルを踏ま せ、タイヤに手を掛けて動かし、キング・ピン又はボール・ジ ョイントにがたがないかを点検する。
	7. ホイール・アライメント		○	ホイール・アライメント・テスト (又はキャンバ・キャスタ・ キングピン・ゲージ、ターニング・ラジラス・ゲージ、トーイン ゲージ) を用いて、キャンバ、キャスタ、トーイン (及びキング ・ピンの傾斜角度) が規定の範囲にあるかを点検する。(タイヤ の異常摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認めら れない場合は、サイド・スリップ・テストにより点検してもよい。)
	8. パワー・ステアリングのベルト の緩み及び損傷	○	○	(1) 定められたプーリ間のベルト中央部を手(10kgf) で押した とき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより 点検する。 (2) ベルト全周にわたって著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを 目視などにより点検する。
	9. パワー・ステアリング装置のオ イル漏れ及びオイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ギヤボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続 部などからのオイル漏れがないか。 イ ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。 (2) エンジン稼働状態でハンドル操作を行い、油温を上げた後 リザーバー・タンクのオイル量を点検する。(車両によっ ては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意)
	10. パワーステアリング装置の取 付けの緩み		○	リフト・アップの状態で、スパナなどにより、次の点検を実施 する。 (1) オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがない か。 (2) ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I検査	M検査	
II 制 動 装 置	1. ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間	○	○	エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板のすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検する。
	2. ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検する。 (2) ブレーキ・テストで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。
	3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	○	○	(1) パーキング・ブレーキ・レバー（ペダル）を規定の力で操作したとき、引きしろ（踏みしろ）が、規定のノッチ数（ラチェット）がかみ込む音で確認）の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検する。 (2) ホイールパーク式（空気式車輪制動型）にあってはエンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、空気の排気音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検する。
	4. パーキング・ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した急坂（5分の1（20%）勾配）の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 (2) ブレーキ・テストで点検する場合は、制動力が規定値以上上であるかを点検する。ただし、ホイールパーク式（空気式車輪制動型）にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置（またはテストポジション）まで引き点検する。
	5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷及び取付状態	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検する。 イ 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。 ウ ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 エ 接続部、クランプに緩みなどがいないかをスパナなどにより点検する。 (2) エア・ブレーキにあっては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。
	6. リザーバ・タンクの液量	○	○	(1) リザーバ・タンクの液量が規定の範囲（MAX～MINなど）にあるかを点検する。 (2) リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検する。
	7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗及び損傷		○	マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ（シリンダ・ブーツ内を含む。）に損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク	○	○	規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I検査	M検査	
	1 1. ブレーキ・チャンバの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、チャンバのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異状がないかを目視などにより点検する。
	1 2. ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏ませ、ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異状がないかを音により点検する。 (2) ブレーキ・バルブにあつては、エアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ・スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。 (3) リレー・バルブにあつては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。
	1 3. ブレーキ倍力装置のエアークリーナの詰まり		○	分離型真空倍力式にあつては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。
	1 4. ブレーキ倍力装置の機能		○	(1) エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検する。 (2) エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検する。 (3) 必要がある場合には次の点検を実施する。 ア 油圧計などのテストを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが、規定の範囲にあるかを点検する。 イ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、圧力の低下などが、規定の範囲にあるかを点検する。 ウ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検する。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを目視などにより確認することにより機能を点検する。
	1 5. ブレーキ・カムの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、カムに摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	1 6. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	(1) 自動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検する。 (2) 手動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I検査	M検査	
	17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、次の点検を実施する。 (1) ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。 (2) ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。 (3) リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。
	18. ブレーキ・ドラムの摩耗及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	19. バック・プレートの状態		○	(1) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	20. ブレーキ・ディスクとパットのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異状な引きずりがないかを点検する。
	21. ブレーキ・パットの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、キャリパ・ボディの点検孔から、パットの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。
	22. ブレーキ・ディスクの摩耗及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異状な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み	○	○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、パーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検する。
	25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、損傷がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	27. 油圧式二重安全ブレーキ機構(セフティ・シリンダ式)の機能		○	フロント・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態とリヤ・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態それぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを反復して踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間があるかを点検する。
III 走行 装置	1. タイヤの状態	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。スペア・タイヤについても点検する。 (2) タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、偏摩耗などの異状な摩耗がないかを目視などにより点検する。 (3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I検査	M検査	
	2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	○	○	<p>(1) ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検する。</p> <p>(2) 大型車両にあつては次の点検を実施する。</p> <p>ア J I S方式のシングル・タイヤ及びI S O方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクで締め付ける。</p> <p>イ J I S方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウター・ナットを緩めて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p> <p>次に、緩めたアウター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の処置を講じる。</p> <p>(3) リヤ・シャフトの支持方式が全浮動式のものにあつては、アクスル・シャフトの取付けナット及びボルトに緩みがないかを点検する。</p>
	3. ホイール・ナットとホイールボルトの損傷(車両総重量8 t以上の大型車において行う点検)		○	<p>(1) リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を実施する。</p> <p>ア ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しいさびの発生はないか等を目視などにより点検する。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検する。</p> <p>イ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検する。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) ディスク・ホイールを取り付ける際に次の点検を実施する。</p> <p>ア 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く。</p> <p>イ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、J I S方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布する。I S O方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間のみ規定の油類を塗布する。(潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。)</p> <p>ウ ホイール・ナットの締め付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある。2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換する。</p> <p>エ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締め付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締め付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p> <p>(3) J I S方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについて、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行う。</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I検査	M検査	
				(4) ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適切な馴染が生じる走行後（一般的に50～100km走行後が最も望ましい。）、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み（3月ごとの点検項目）に示す方法によりホイール・ナットを締め付ける。
	4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		○	リム、サイド・リング、ホイール・ディスクに損傷、腐食などがないかを目視などにより点検する。また、サイド・リング付きのディスク・ホイールにあっては、合い口のすき間についても規定値内であるかを点検する。
	5. フロント・ホイールベアリングのがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。 （ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ベアリングのがたとなる。） (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸水がないかを点検する。
	6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。 （ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ベアリングのがたとなる。） (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、リヤ・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸水がないかを点検する。
緩衝装置	1. リーフ・スプリングの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	2. リーフサスペンションの取付部、連結部に緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検する。 (2) スプリング・ブラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検する。 (3) リーフ・スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハンマや手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (4) 後二軸のトラニオン式などにあっては、トルク・ロッド（ラジラス・ロッド）の連結部にがたがないかを点検ハンマなどにより点検する。
	3. コイル・スプリングの損傷		○	リフト・アップなどの状態で、コイル・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	4. コイル・サスペンションの取付部、連結部に緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) サスペンションの各連結部を手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (3) サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. エア・サスペンションのエア漏れ	○	○	(1) エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。 (2) リフトアップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I検査	M検査	
	6. エア・サスペンションのベローズの損傷	○	○	リフトアップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検する。
	7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) ラジアス・ロッド、スタビライザ、リンケージなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。
	8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		○	車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのベローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。 (規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	○	○	リフトアップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 (2) 取付部に損傷がないか。
V 動 力 伝 達 装 置	1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチが切れたときの床板とのすき間	○	○	(1) クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。このとき、マスタ・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあつては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検する。 (2) レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。(無調整式レリーズ・シリンダの場合は、点検不要。) (3) アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離しクラッチがつながる直前のクラッチペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (4) レリーズシリンダ・プッシュロッドねじ部の調整残りの測定(調整不可能なものは除く。)
	2. クラッチの作用	○	○	(1) アイドリング状態でクラッチペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検する。また、1速又は、後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検する。 (2) クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検する。
	3. クラッチ液の量	○	○	リザーバタンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) A/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検する。
	5. トランスミッション、トランスファのオイル量	○	○	(1) M/T車は、リフトアップなどにより車体が水平の状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取り外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I検査	M検査	
				(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。) (2) A/T車は、水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖気し、アイドルリング状態で、ブレーキ・レバーを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後Pレンジ(車両等によっては、Nレンジ)に戻す。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検する。また、レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジゲータの表示と一致しているかを点検する。
	6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	○	○	(1) リフトアップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フランジ・ヨーク取付ボルト、ナット、センタ・ベアリング・ブラケット取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) リフトアップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷		○	リフトアップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。また、ブーツからのグリス漏れやブーツ・クランプの緩みがないかを目視などにより点検する。
	8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた		○	リフトアップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を実施する。 (1) 回転方向に動かすことで、主にスプライン部の摩耗などによるがたがないかを点検する。 (2) 上下、左右に動かすことで、主に自在継手部の摩耗などによるがたがないかを点検する。
	9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた		○	リフトアップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。
	10. デファレンシャルのオイル漏れ及びオイル量	○	○	(1) リフトアップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) リフトアップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。)
電 気 装 置	1. スパーク・プラグの状態	○	○	スパーク・プラグ(白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。)を取り外し、次の点検を実施する。 (1) 電極に汚れや損傷、摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検する。 (2) 中心電極と接地電極とのすき間(プラグ・ギャップ)が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップゲージなどにより点検する。
	2. 点火時期	○	○	エンジン暖気後、規定のアイドル回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であることをクランク・プーリなどの合わせマークを見て点検する。
	3. ディストリビュータのキャップの状態		○	ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) キャップ、ロータの汚れがないか。 (2) ハイテンション・コードの差込部に緩みや錆がないか。 (3) キャップ内側各端子(セグメント)に焼損や錆がないか。 (4) キャップ合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 (5) センタ・ピースに損傷や摩耗がないか、また、スプリングにへたりなどがいないか。
	4. バッテリーのターミナル部の緩み及び腐食	○	○	ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I検査	M検査	
	5. 電気配線の接続部の緩み及び損傷	○	○	(1) エンジン・ルーム内の電気配線について、次の点検を実施する。 ア 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 イ 電気配線に損傷がないか、クランプに緩みがないかを目視などにより点検する。 ウ 電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検する。 (2) 必要に応じ、シャシ各部の電気配線についても点検する。
VII 原 動 機	1. 低速と加速の状態	○	○	(1) エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検する。また回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検する。 (2) エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。
	2. 排気の状態	○	○	(1) ガソリン車及びLPG車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検する。また、アイドリング時のCO（一酸化炭素）及びHC（炭化水素）の排出濃度をCO・HCテストにより点検する。 (2) ディーゼル車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、異様な黒煙を排出していないかを目視などにより点検する。
	3. エア・クリーナ・エレメントの状態	○	○	エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。
	4. エア・クリーナの油の汚れと量	○	○	エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検する。また、オイルの量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態		○	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。（塑性域締め（角度締め）方式の場合には、この点検は不要）
	6. エンジン・オイル漏れ	○	○	リフトアップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れがないか。 (2) オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂損傷がないか。
	7. 燃料漏れ	○	○	リフトアップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 (2) フューエル・ホース、パイプに亀裂や損傷がないか。 (3) 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。 (4) クランプのゴム等の劣化によりホース及びパイプの固定に異常がないか。
	8. ファン・ベルトの緩み及び損傷	○	○	(1) 定められたプリー間のベルト中央部を手（約10kg）で押したときのたわみ量が、既定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルト・テンション・ゲージ（張力計）を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検する。 (2) ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I検査	M検査	
	9. 冷却水漏れ		○	(1) アイドリング状態か、又はラジエータ・キャップ・テストで加圧した状態で、ラジエータ、ウォーター・ポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
VIII ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	1. メターリング・バルブの状態		○	エンジンを作動させ、アイドリング状態でメターリング・バルブのインターク・マニホールド側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音（カチカチ音）が発生するかを点検する。又は、メターリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検する。
	2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		○	目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 (2) クランプの取付状態に異常がないか。
	3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		○	ホース、パイプなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4. チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷		○	(1) チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検する。 (2) パージ・コントロール・バルブのフューエルタンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレータからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気解放側から強く吹いたとき通気することを点検する。 (3) チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		○	チェックバルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検する。
	6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する。 (遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる。) (3) 排気温度警告装置の配線の取付けに異常がないかを目視などにより点検する。
	7. 二次空気供給装置の機能		○	二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。またアイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。 (規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	8. 排出ガス再循環装置の機能		○	エンジン暖機の状態、EGRコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. 減速時排気ガス減少装置の機能		○	ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離したとき瞬時に戻ることを確認することにより点検する。 (規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷及び取付状態		○	ホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I検査	M検査	
IX 付 属 装 置 等	1. 警音器（ホーン）の作用		○	ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検する。
	2. 窓拭器（ワイパー）及び洗浄液噴射装置（ウィンド・ウォッシャ）の作用		○	次の点検を実施する。 (1) ウィンド・ウォッシャ液の量が適当か。 (2) ウィンド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当か。 (3) ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 (4) ワイパーの払拭状態が不良でないか。
	3. デフロスタの作用		○	デフロスタを作動させ、吹き出し口（サイドを含む。）からの空気の吹き出しや風量の切り換えに異状がないかを手を当てて点検する。
	4. 施錠装置（ステアリング・ロック）の作用		○	エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検する。
	5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩み及び損傷	○	○	リフトアップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) エキゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺するなどして点検する。 (2) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 (4) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検する。 (5) エキゾースト・パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれがないかを点検する。 (6) エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。
	6. マフラの機能		○	エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異音がないかを聴くことなどにより点検する。
	7. 火花防止装置の状態	○	○	火花防止装置が十分冷えた状態で潤滑剤等を使い点検プラグを外し、エンジンを始動させ火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたき、アクセルを軽く踏み込み煤が出ないかを点検する。煤が出るようならプラグを外したまま、煤が出なくなるまで次の手順を繰り返し清掃する。 (1) 火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたく。 (2) アクセルを軽く踏み込む。
	8. エア・タンクの凝水	○	○	エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検する。
	9. エア・コンプレッサの機能		○	エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドリング状態で、タンク内圧が規定値になるまでの所要時間を調べることで点検する。
	10. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		○	エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。
	11. 非常口の扉の機能	○	○	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを点検する。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。
	12. 車枠（フレーム）、車体（ボディ）の緩み及び損傷	○	○	(1) 乗用車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 (2) 貨物車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム各部に損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ チルド式キャブにあっては、キャブ・チルト・ロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷がないかを目視などにより点検する。また、機能に異常がないかを点検する。 ウ 物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷などがないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I検査	M検査	
				エ ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。
	13. 連結装置のカブラの機能及び損傷		○	(1) 平坦な場所で、トレーラなどとの連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。 (2) カブラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) カブラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。また、ラバー式カブラの場合には、ラバーに損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。 (4) カブラ・サドル（ベース）の上面に損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。
	14. 連結装置のピントル・フック 摩耗、亀裂及び損傷		○	ピントル・フックとルネット・アイに損傷がないかを目視などにより点検する。また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	15. 座席ベルト（シート・ベルト）		○	シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に異常がないかを点検する。
	16. 開扉発車防止装置の機能		○	乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。
	17. シャシ各部の給油脂状態	○	○	(1) シャシ各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検する。 (2) 給油脂部のダスト・ブーツの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検する。 (3) 自動給脂式の場合は、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検する。

施設、荷役、その他の車両検査手順

施設、荷役、その他の車両の定期検査の手順は一般車両検査手順のほか次に述べる追加手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I検査	M検査	
X 施設、荷役、その他の車両	1. キャリッジ	○	○	次の点検を実施する。 (1) 背当て(バックレスト)の安全度を検査する。フォークの曲がりを検査し、ロック・ピンが定位置に固着されていることを確かめる。両方のフォークの水平位置は、荷物を水平に取扱えるように同一でなければならない。 (2) ローラー及びシューの接着、摩耗、き裂及び破損を検査する。キャリッジ及びマスト・アッセンブリの損傷又はアライメントが正しくないかを検査する。すべてのボルト、ナットを締付ける。 (3) シリンダの漏れを点検する。
	2. 操作レバー	○	○	次の点検を実施する。 (1) リンク機構、ペダル及びケーブル全体の作動良好と給油を検査する。 (2) ロッド、ピン、クレビス及びケーブル、ブッシュ又はベアリングの状態、調整が正しいか及び確実に締まっているかを検査する。キーパー、コッター、ピン及びボルトが確実に定位置に固定されていることを確認する。
	3. チェーン	○	○	チェーンの外部状態を点検し、破損過度の摩耗の有無を点検する。
	4. ケーブル	○	○	ケーブルの外部状態を点検し、ドラム等に整然と巻き取られていることを確認する。ケーブルの破損、錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線の有無を点検する。
	5. シリンダ	○	○	次の点検を実施する。 (1) シール、ガスケット、ブーツ、パッキン及び配管の機能良好、取付の確実及び漏えいを点検する。 (2) ピストン・ロッド、パッキン押えを締める。(ロッドの表面には薄い膜が必要であるから余り締めつけ過ぎてはいけない。)
	6. 油圧ポンプ	○	○	往復運動式、遠心式、ダイヤフラム式ポンプ、ピストン、インペラ、ダイヤフラム及びシャフトの漏れ、アライメント及び過度の摩耗を検査する。
	7. 一般漏えい	○	○	次の点検を実施する。 (1) 原動機以外の水、空気、油系統の漏えいを綿密に点検する。 (2) ローラー・ベアリング、シャフト及びローラーの摩耗を点検する。ローラーは円滑に回転することを確かめる。 (3) ローラーの通路は清浄にして平滑でなければならない。
	8. 旋回機構	○	○	次の点検を実施する。 (1) 作動良好、取付けの確実を点検し、摩耗度は、使用可能程度を超えていないかを確かめる。 (2) 給油の適正を点検する。
	9. マスト本体、ブーム	○	○	全般的状態を点検する。メンバーの破損と安全度、シーブの過度の摩耗あるいはケーブルを損傷するおそれのあるフランジの破損を点検する。ブッシュとピンの過度の摩耗を点検し、ピン、リテーナが確実であることを確認する。ブーム・ケーブルのよれこぶ及びより線のすり切れ又は断線を点検する。ケーブルは折損するおそれがある前に交換する。すべての取付けを確実に締付ける。
	10. 安全クラッチ、減速機構	○	○	機能良好、正規の調整、取付けの確実並びに油漏れを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I検査	M検査	
	1 1. ドラム	○	○	次の点検を実施する。 (1) 外部状態を点検、機能良好及びアライメントを点検する。 (2) ドラムのベアリングの過度の摩耗を点検し、シールは良好な状態であることを確認する。
	1 2. 昇降機構	○	○	次の点検を実施する。 (1) 作動良好、取付けの確実、アライメント及び給油を点検する。ハウジングのシールとガスケットの漏れ及びき裂を点検する。ドラムのブッシュが作動に影響するほど摩耗していないか点検する。ケーブルの錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線を点検する。ケーブルはドラムに整然と巻き取られているかを確認する。シーブ、ベアリングと取付けの状態を点検する。 (2) シーブ (つな車) はケーブルをいためつけるほど破損又は摩耗していないかを点検する。
	1 3. コンミュテータ及びブラシ	○	○	次の点検を実施する。 (1) コンミュテータ及びブラシの摩耗状態並びに、レギュレータの機能を点検する。 (2) コンミュテータ、ベアリングの摩耗と油止めの漏れを点検する。 (3) オイル及びグリースが過度にないことを点検しよごれがあれば清掃する。
	1 4. コントローラ	○	○	スイッチ、ギヤ、配線及びサーキット・ブレーカの作動状態の点検、すべての部品が正しく、確実に取付けてあること及び電気的接続が確実であることを点検する。すべての取付ボルトを確実に締めつけること。
	1 5. パワー・テイク・オフ	○	○	次の点検を実施する。 (1) 状態良好、正規の調整取付けの確実及び漏れを次の箇所について点検する。 (2) プロペラ・シャフト、ユニバーサル・ジョイント、ピロー・ブロック、ドライブ・チェーン、スラック、アジャスタ、コントロール・レバー
	1 6. 索導器 (FAIRLEAD) (クレーン全般に適用)	○	○	ブッシュ、ピン、シーブ及びマウンティングの過度の摩耗を点検する。ケーブルの摩耗、より線のすり切れ又は折損並びにフラット・スポットを点検する。
	1 7. クレーン・アタッチメント	○	○	次の点検を実施する。 (1) ブームの各軸受部、溶接部及び全般について点検する。割れ、歪、損傷等の有無を点検する。 (2) 各シーブの変形、溝の著しい摩耗及びフランジの編摩耗等の有無を点検する。 (3) 軸と軸金の摩耗を点検し、間隔が規定以上のときは調整する。
	1 8. キャタピラ	○	○	次の点検を実施する。 (1) キャタピラに変形、き裂等が入っていないか点検する。センター・ガイドの摩耗による破損はどうか。 (2) リベットのゆるみはないかを調べ、過度の摩耗及び破損があれば交換する。 (3) 連結チェーンのマスター・ピンが確実に締まっているかを点検する。破損又は過度に曲がったトラック・シールは交換する。
	1 9. 排土板及びスクレーパ	○	○	排土板、サークル・ピン、キング・ピン、ピボット・ソケット及びボールの過度の摩耗と全般的状態を点検する。取付ボルトの緩み点検、スクレーパに変形及び破損はないか、過度の摩耗又はき裂の有無を点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I検査	M検査	
	20. フィフス・ホイール	○	○	次の点検を実施する。 (1) 締付け、取付が正常な状態にあり、ゆるみ、破損等がなく作動が良好であるか点検する。 (2) 給油の状態を検査する。キング・ピン・ロックは正しく作動するか、キング・ピンに過度の摩耗はないかを点検する。
	21. 補助脚	○	○	次の点検を実施する。 (1) 補助脚を手動しその作動状態を点検する。 (2) 各締付部、取付部が正常であるか、破損がないか点検する。
	22. キング・ピン	○	○	キング・ピンは正常な状態にあるか、摩耗破損等の欠陥がないか作動状態が良好か、カップラとの結合箇所は完全であるか点検する。
XI か く 座 機 収 容 器 材	1. 操向装置	○	○	次の点検を実施する。 (1) 油圧シリンダの取付部のがた、損傷、シリンダ、ホース、油漏れについて点検する。 (2) フィードバック用ポテンション・メーターのリンクがたを点検する。 (3) ポテンション・メーターの絶縁抵抗の測定 (10MΩ以上)
	2. 操向アライメント	○	○	ホイール・アライメントの狂いが点検する。旋回軸受けケガキ線±1°以内とする。
	3. クレーン・エンジン (始動・異音・馬力・アイドル・加速)	○	○	次の点検を実施する。 (1) 各取付け部及び締付けが正常な状態にあるか点検する。 (2) エンジンを始動し、そのかかり具合、アクセル・レバーの作動が良好か点検する。 (3) 低速または、高速回転時に異音が聞こえないか、排気色は正常か点検する。 (4) エンジン・オイルを点検し、その粘度が季節に適合しているか、あるいは給油後の運転時間が給油間隔基準を超過している場合は交換する。 (5) 技術指令書にしたがって、燃料ポンプの圧力試験を行う。燃料ポンプまたは、燃料濾過器、配管のスクリーン、沈殿物、フィルタ、エレメントの清掃または、交換を行う。 (6) オイル・ポンプの作動状況を点検し、フィルタ配管のよごれを除去する。 (7) 技術指令書にしたがって、エア・クリーナの清掃、手入れするとともに、必要に応じてエレメントを交換する。 (8) ファンが緩んでいないか、プーリー及びファンの取付け状態は良好か、ファン・ベルトの張りは適当か、摩耗または、損傷していないか点検する。 (9) 不凍液の比重を測定し、指定された比重にするとともに記録する。 (10) 各シリンダの圧力検査を行い、圧縮圧力不足の場合はその原因を探求する。 (11) 噴射ノズルを取外し、よごれ、損傷の有無を点検するとともに、噴射圧、噴射状態、油密が良好か点検する。 (12) 噴射時期及びガバナーの機能を点検する。 (13) 燃料噴射ポンプ各部の取付け及び機能を点検する。 (14) 技術指令書で1年毎に実施を要求されている項目について点検及び交換を行う。
	4. クレーン電気系統	○	○	次の点検を実施する。 (1) 各ライト類は正常な状態で作動するか点検する。 (2) 操作室内の各計器及び配線等の状態が正常な状態で作動が良好であるか点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I検査	M検査	
	5. 補助脚	○	○	<p>次の点検を実施する。</p> <p>(注) 1 補助脚の伸張は必ず走行高さで行う。 2 補助脚は、補助脚コントロール・レバーだけでは操作できない。クレーン操作室内のバルブ・レバーも操作する。</p> <p>(1) 取付け部のボルトの緩みはないか、各配管及び継手からの油漏れはないか、点検する。 (2) シリンダの作動はスムーズか、またはシリンダの傷はないか点検する。 (3) 先端部球面受けの作動は、良いか点検するとともに給脂を行う。</p>
	6. 通話装置	○	○	<p>次の点検を実施する。</p> <p>(注) クレーン運転室接続時に通信数切替えスイッチ(3)が“2”である時、またクレーン運転室が接続されていない時に切替えスイッチ(3)が“3”である時には、前後運転室間の通信ができない。</p> <p>(1) 電源が通じているか、通信数切替えスイッチは正しいか確認し、接続ケーブルを点検する。 (2) ヘッド・セット用マイク、レシーバ、音量調整ボリューム、ジャック端子の状態を点検する。</p>

官給部品使用明細書作成要領

- 1 官給部品使用明細書は、官給された品目を使用した際に作成するものとする。
- 2 様式は、別紙様式第6-1及び6-2とし、記入要領は次による。
 - (1) 「契約会社」
契約相手方の会社名を記入する。
 - (2) 「作成者」
契約書に記載された代表者名を記入する。
 - (3) 「提出番号」
同一契約における提出回数を記入する。
 - (4) 「頁」
頁番号及び総頁数を記入する。
 - (5) 「発注要求番号」、「発注年月日」、「車種」、「登録番号」
発注依頼書に記載されている発注要求番号、発注年月日、車種及び登録番号を記入する。
 - (6) 「項目番号」
表に記入する官給部品について一連の番号を記入する。
 - (7) 「物品番号」、「部品番号」、「品名」、「単位」、「単価」
官給部品表に記載されている物品番号、部品番号、品名、単位、単価を記入する。
 - (8) 「数量」
使用した官給部品の数量を記入する。
 - (9) 「金額」
数量×単価で算出した金額を記入する。
 - (10) 「備考」
その他、参考となる事項を記入する。

修理不能品発生（見込）報告書

航空自衛隊

第5航空団

契約担当官 殿

住 所
会 社 名

代表者名

調達要求番号		数 量	
契 約 番 号		金 額	
契約年月日		納 期	
品 名			
車 番			

上記について、修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告します。

監督官確認

年 月 日

階 級

氏 名

注：別紙様式第2の計算内訳資料を添付するものとする。

車両等作業用紙 (一般車両)				整備作業チェック記号	
車種		検査の種類	I : <input type="checkbox"/> M : <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> 管理換 : ※印	レ 良好	T 締付
自動車番号		所属部隊		× 調整	C 清掃
開始日付		完了日付		×× 交換	L 給油
				××× 修理	
点検項目		記	備考	点検項目	
I. かじ取り装置				IV. 緩衝装置	
1. ハンドルの操作具合				1. リーフ・スプリングの損傷	※
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイルの漏れ	※			2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷	
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド	
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				(2) スプリング・ブラケットの取付部	
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷				(3) リーフスプリング・ピンなど連結部	
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				(4) トルク・ロッド (ラジラス・ロッド) の連結部	
7. ホイール・アライメント				3. コイル・スプリングの損傷	
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷	
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量	※			(1) サスペンションの各取付ボルト、ナット	
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(2) サスペンションの各連結部のがた	
II. 制動装置				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷	
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間	※			5. エア・サスペンションのエア漏れ	
2. ブレーキのきき具合	※			6. エア・サスペンションのペローズの損傷	
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	※			7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷	
4. パーキング・ブレーキの効き具合	※			8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能	
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	※
6. リザーバ・タンクの液量	※			V. 動力伝達装置	
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間	
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷				(1) クラッチ・ペダルの遊び	mm
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				(2) リリーズ・フォーク先端の遊び	mm
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間	mm
				(4) プッシュロッド寸法等	mm
				2. クラッチの作用	
				3. クラッチ液の量	
				4. トランスミッション、トランスファのオイルの漏れ	
				5. トランスミッション、トランスファのオイル量	
				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	
				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷	
				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた	
				(1) スプライン部の摩耗によるがた	
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた	
				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた	
				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	
				VI. 電気装置	
				1. スパーク・プラグの状態	
				2. 点火時期	
				3. ディストリビュータのキャップの状態	
				4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食	※
				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷	※
				VII. 原動機	
				1. 低速と加速の状態	
				2. 排気の状態	
				CO	HC
				黒煙	
				3. エア・クリーナ・エレメントの状態	
				4. エア・クリーナの油の汚れと量	
				5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態	
				6. エンジン・オイルの漏れ	

7. 燃料漏れ	※		2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用	※	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		3. デフロスタの作用		
9. 冷却水漏れ	※		4. 施錠装置の作用		
VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
1. メターリング・バルブの状態			6. マフラの機能		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			7. 火花防止装置の状態		
3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷			8. エア・タンクの凝水		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			9. エア・コンプレッサの機能		
5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷			10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷			11. 非常口の扉の機能		
7. 二次空気供給装置の機能			12. 車枠、車体の緩みと損傷	※	
8. 排気ガス再循環装置の機能			13. 連結装置のカブラの機能と損傷		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			15. シート・ベルトの状態		
IX. 附属装置等			16. 開扉発車防止装置の機能		
1. ホーンの作用	※		17. シャン各部の給油脂状態	※	

付記又は特記事項

整備員		検査員		整備幹部		整備隊等の長	
-----	--	-----	--	------	--	--------	--

車両等作業用紙 (施設、荷役、その他の車両等)				整備作業チェック記号																									
車種		検査の種類	I : <input type="checkbox"/> M : <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>	レ	良好 T 締付																								
自動車番号		所属部隊	管理換 : ※印	×	調整 C 清掃																								
開始日付		完了日付		×	交換 L 給油																								
				×	修理																								
				分解したら記号を○で囲む																									
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考																						
I. かじ取り装置				IV. 緩衝装置																									
1. ハンドルの操作具合				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																									
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイルの漏れ ※				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																									
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																									
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																									
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷				6. リア・ホイール・ベアリングのがた																									
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																									
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷																									
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																									
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2) スプリング・ブラケットの取付部																									
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフスプリング・ピンなど連結部																									
				(4) トルク・ロッド (ラジラス・ロッド) の連結部																									
II. 制動装置				3. コイル・スプリングの損傷																									
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																									
2. ブレーキのきき具合 ※				(1) サスペンションの各取付ボルト、ナット																									
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(2) サスペンションの各連結部のがた																									
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの																									
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				ダスト・ブーツの亀裂、損傷																									
6. リザーバ・タンクの液量 ※				5. エア・サスペンションのエア漏れ																									
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのペローズの損傷																									
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																									
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																									
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※																									
				V. 動力伝達装置																									
<table border="1"> <tr> <td>前</td><td>左</td><td>前</td><td>右</td><td>前</td><td>後</td><td>左</td><td>前</td><td>右</td><td>前</td><td>後</td> </tr> <tr> <td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td> </tr> </table>				前	左	前	右	前	後	左	前	右	前	後	輪		輪		輪		輪		輪		輪	1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間			
前	左	前	右	前	後	左	前	右	前	後																			
輪		輪		輪		輪		輪		輪																			
11. ブレーキ・チャンパの機能				(1) クラッチ・ペダルの遊び																									
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				(2) リリース・フォーク先端の遊び																									
13. ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																									
14. ブレーキ倍力装置の機能				(4) プッシュロッド寸法等																									
15. ブレーキ・カムの摩耗				2. クラッチの作用																									
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				3. クラッチ液の量																									
17. ブレーキ・シュアの摺動部分及びライニングの摩耗				4. トランスミッション、トランスファのオイルの漏れ																									
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																									
19. バック・プレートの状態				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																									
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部の																									
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの残厚				ダスト・ブーツの亀裂と損傷																									
				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた																									
<table border="1"> <tr> <td>前</td><td>左</td><td>前</td><td>右</td><td>前</td><td>後</td><td>左</td><td>前</td><td>右</td><td>前</td><td>後</td> </tr> <tr> <td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td> </tr> </table>				前	左	前	右	前	後	左	前	右	前	後	輪		輪		輪		輪		輪		輪	(1) スプライン部の摩耗によるがた			
前	左	前	右	前	後	左	前	右	前	後																			
輪		輪		輪		輪		輪		輪																			
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																									
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた																									
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																									
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				VI. 電気装置																									
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				1. スパーク・プラグの状態																									
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				2. 点火時期																									
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				3. ディストリビュータのキャップの状態																									
				4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食 ※																									
				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																									
III. 走行装置				VII. 原動機																									
1. タイヤの状態				1. 低速と加速の状態																									
(1) タイヤの空気圧 (スペア・タイヤ含む)				2. 排気の状態																									
(2) タイヤの亀裂、損傷				CO																									
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗				HC																									
*タイヤの溝の深さ				黒煙																									
<table border="1"> <tr> <td>前</td><td>左</td><td>前</td><td>右</td><td>前</td><td>後</td><td>左</td><td>前</td><td>右</td><td>前</td><td>後</td> </tr> <tr> <td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td> </tr> </table>				前	左	前	右	前	後	左	前	右	前	後	輪		輪		輪		輪		輪		輪	3. エア・クリーナ・エレメントの状態			
前	左	前	右	前	後	左	前	右	前	後																			
輪		輪		輪		輪		輪		輪																			
				4. エア・クリーナの油の汚れと量																									
				5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																									
				6. エンジン・オイルの漏れ																									

7. 燃料漏れ	※		X. 施設、荷役、その他の車両		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		1. キャリッジ	※	
9. 冷却水漏れ	※		2. 操作レバー・リフト、チルト	※	
VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			3. チェーンリフト、ドライブ	※	
1. メターリング・バルブの状態			4. ケーブル・ウインチ、ホイスト	※	
2. ブローパイプ・ガス還元装置の配管の損傷			5. シリンダーリフト、チルト	※	
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			6. 油圧ポンプ	※	
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			7. 一般漏えい油、水、空気	※	
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			8. 旋回機構		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷			9. マスト本体、ブーム		
7. 二次空気供給装置の機能			10. 安全クラッチ、減速機構	※	
8. 排気ガス再循環装置の機能			11. ドラム	※	
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			12. 昇降機構	※	
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			13. コンミュテータ、ブラシ	※	
IX. 附属装置等			14. コントローラ	※	
1. ホーンの作用	※		15. パワー・テーク・オフ	※	
2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用	※		16. 索導器	※	
3. デフロスタの作用			17. クレーン・アタッチメント	※	
4. 施錠装置の作用			18. キャタピラ	※	
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷			19. 排土板、スクレーパ	※	
6. マフラの機能			20. フィフス・ホイール	※	
7. 火花防止装置の状態			21. 補助脚	※	
8. エア・タンクの凝水			22. キングピン・摩耗、破損、カップラ結合箇所	※	
9. エア・コンプレッサの機能			XI. かく座機取容器材、100tオールテレーンクレーン		
10. ブレッシュヤ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能			1. 操向装置	※	
11. 非常口の扉の機能			2. 操向アライメント		
12. 車枠、車体の緩みと損傷	※		3. クレーン・エンジン	※	
13. 連結装置のカブラの機能と損傷			4. クレーン電気系統	※	
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷			5. 補助脚	※	
15. シート・ベルトの状態			6. 通話装置	※	
16. 開扉発車防止装置の機能					
17. シャシ各部の給油脂状態	※				
付記又は特記事項					
整備員		検査員	整備幹部	整備隊等の長	

車両等員数表					
車種:		車番:		隊名:	
項目		数量	状態 (○で記入)		備考
1	車両の外観及び幌等の状態		良	否	
2	燃料の現在量		/		
3	消火器		良	否	
4	発煙筒		良	否	有効期限:
5	車検証		/		
6	工具一式		良	否	
7	予備タイヤ		良	否	
8					
9					
10					
不具合事項等					
区分 (○で記入)	GI・GM・GS・GR・GJ・GN・GU		走行距離		Km
/	年月日	姓階級		TEL	検査実施者(契約者側)
搬入時	年月日				
完了時	年月日				

*GI:I検査、GM:M検査、GS:3か月点検、GR:6か月点検、GJ:12か月点検、GN:24か月点検、GU:計画外整備

主梱包番号：

項目番号	物品番号	品名	規格	単位	数量	摘要	受領書				
							受付年月日	令和 年 月 日	非消耗品、消耗品の区分		
							引渡者	物品管理官	(官職氏名)		
						令和 年 月 日					
						取扱者				転記	
						物品 出供引 納用渡 官官者		物品	(官職氏名)		
									(年 月 日)	(証 書 番 号)	
								取扱者		転記	
								引渡年月日	令和 年 月 日		
						受(契約者)		(住 所) (社 名) (代表者名)			
								受領者	(受領年月日) 令和 年 月 日		
						根拠		(契約担当官)			
							(契約番号)				
						備考					

項目番号	物品番号	品名	規格	単位	交付数量	使用数量	返品数量 残数量	摘要	返品書・材料使用明細書						
									交付年月日	非消耗品、消耗品の区分					
									受領者	物品管理官	(官職氏名)				
											年月日	令和 月	年 日	証書番号	
											取扱者			転記	
											(官職氏名)				
											年月日	令和 月	年 日	証書番号	
											取扱者			転記	
										物品 出供受 納用領 官官者	(官職氏名)				
											年月日	令和 月	年 日	証書番号	
											取扱者			転記	
											(契約担当官)		(契約年月日)		
											(契約番号)				
											(住所) (社名) (代表者名)				
									引渡年月日	令和	年	月	日		
									引渡者						
									引渡者 (契約者)						

委任状

令和6年4月22日

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦 殿

(委任者)
住 所
会 社 名
代 表 者

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

- 1 件名 市販型車両外注整備
- 2 履行場所 弊社施設

(代理人)
住 所
氏 名